



許可番号第00140021626号

産業廃棄物処分業許可証

住 所 北海道網走郡美幌町字稲美96番地
氏 名 美幌貨物自動車株式会社
代表取締役 田村 博和

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

北海道知事 鈴木 直道



許可の年月日 令和7年(2025年)6月19日

許可の有効年月日 令和12年(2030年)6月8日

1. 事業の範囲

埋立(廃プラスチック類(ただし、自動車等破砕物(自動車(原動機付自転車を含む。)
若しくは電気機械器具又はこれらのものの一部(自動車の窓ガラス、自動車のバンパー(プラスチック又は金属から成る部分に限る。))及び自動車のタイヤを除く。))の破砕に伴って生じたものをいう。以下同じ。))、廃プリント配線板(鉛を含むはんだが使用されているものに限る。以下同じ。))、廃容器包装(固形状又は液状の物の容器又は包装であって、不要であるもの(有害物質又は有機性の物質が付着及び混入しているもの。))以下同じ。))及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。))、金属くず(自動車等破砕物、廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極であって不要物であるもの、鉛製の管又は板であって不要物であるもの、廃容器包装及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。))ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(自動車等破砕物、廃ブラウン管(側面部)、廃石膏ボード、廃容器包装及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。))、ゴムくず、がれき類、以上、石綿含有産業廃棄物であるものを含む)、
再生骨材等の製造(破砕(がれき類))、
造粒・固化(汚泥(無機性汚泥に限る。))、
破砕・分離(紙くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの混合物(廃石膏ボード))、
破砕(廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず)。以下余白。

2. 事業の用に供するすべての施設

産業廃棄物処分業許可証第2面から第3面のとおり。

(第2面へ続く)

(第 2 面)

許 可 番 号 第 0 0 1 4 0 0 2 1 6 2 6 号
許可業者の名称 美幌貨物自動車株式会社

2. 事業の用に供するすべての施設

- ・施設の種類 安定型最終処分場
設 置 場 所 網走郡美幌町字高野190番1、2、191番1、3、4、12、13、16、17、18、20、198番5
設置年月日 平成27年(2015年) 8月26日
許可年月日 平成19年(2007年) 11月30日
許 可 番 号 網環生第2335号
処 理 能 力 面積24,014㎡、容量78,226㎥
- ・施設の種類 廃プラスチック類、繊維くず、紙くず、ゴムくずの破碎施設
設 置 場 所 網走郡美幌町字高野191番24
設置年月日 令和元年(2019年) 8月1日
許可年月日 令和元年(2019年) 8月1日
許 可 番 号 才環生第1571号
処 理 能 力 48.0t/日(8時間)、6.0t/時間
- ・施設の種類 木くずの破碎施設
設 置 場 所 網走郡美幌町字高野190番6、191番13、25
札幌市、旭川市又は函館市の区域を除く北海道内一円(工事により発生した木くずを処理するために、工事現場及び工事と一体として管理されている産業廃棄物の仮置き場内において、工事の一環として期間を区切って設置する場合に限る。)
設置年月日 平成15年(2003年) 12月3日
許可年月日 平成15年(2003年) 8月28日
許 可 番 号 網環生第98-2号
処 理 能 力 240t/日(8時間)、30t/時間
- ・施設の種類 木くずの破碎施設
設 置 場 所 網走郡美幌町字高野190番6、191番13、25
札幌市、旭川市又は函館市の区域を除く北海道内一円(工事により発生した木くずを処理するために、工事現場及び工事と一体として管理されている産業廃棄物の仮置き場内において、工事の一環として期間を区切って設置する場合に限る。)
設置年月日 平成27年(2015年) 10月7日
許可年月日 平成27年(2015年) 8月31日
許 可 番 号 才環生第1840号
処 理 能 力 338.4t/日(8時間)、42.3t/時間

- ・施設の種類 紙くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(廃石膏ボード) 破碎・分離施設
設 置 場 所 網走郡美幌町字高野188番3
設置年月日 平成15年(2003年) 3月25日
処 理 能 力 4.8t/日(8時間)、0.6t/時間
- ・施設の種類 がれき類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの破碎施設
設 置 場 所 網走郡美幌町字高野190番4
札幌市、旭川市又は函館市の区域を除く北海道内一円(工事により発生したがれき類を処理するために、工事現場及び工事と一体として管理されている産業廃棄物の仮置き場内において、工事の一環として期間を区切って設置する場合に限る。)
設置年月日 令和6年(2024年) 4月17日
許可年月日 令和6年(2024年) 4月13日
許 可 番 号 才環生第220号
処 理 能 力 880t/日(8時間)、110t/時間
- ・施設の種類 汚泥の造粒・固化施設
設 置 場 所 網走郡美幌町字高野190番4
設置年月日 平成16年(2004年) 9月16日
処 理 能 力 80㎥/日(8時間)、10㎥/時間
- ・施設の種類 汚泥の造粒・固化施設(可搬型)
設 置 場 所 網走郡美幌町字高野191番24
設置年月日 平成23年(2011年) 10月16日
処 理 能 力 120㎥/日(8時間)、15㎥/時間

(第3面へ続く)

2. 事業の用に供するすべての施設

- ・施設の種類 木くずの破碎施設
 設置場所 網走郡美幌町字高野190番6
 札幌市、旭川市又は函館市の区域を除く北海道内一円（工事により発生した木くずを処理するために、工事現場及び工事と一体として管理されている産業廃棄物の仮置き場内において、工事の一環として期間を区切って設置する場合に限る。）
 設置年月日 平成31年（2019年）4月18日
 許可年月日 平成31年（2019年）3月29日
 許可番号 オ環生第4097号
 処理能力 338.4t/日（8時間）、42.3t/時間
- ・施設の種類 保管場所 1
 設置場所 網走郡美幌町字高野191番11、23
 面積 1,501m²
 種類 木くず（解体材）
 保管上限 3,865.3m³ 高さ4.0m
- ・施設の種類 保管場所 2
 設置場所 網走郡美幌町字高野190番6、191番13、25
 面積 2,626m²
 種類 木くず（伐根、伐木）
 保管上限 5,901m³ 高さ3.0m
- ・施設の種類 保管場所 3
 設置場所 網走郡美幌町字高野190番6、191番13
 面積 2,011m²
 種類 木くず（伐根、伐木）
 保管上限 4,241m³ 高さ3.0m
- ・施設の種類 保管場所 4
 設置場所 網走郡美幌町字高野190番6、191番13
 面積 1,910m²
 種類 木くず（伐根、伐木）
 保管上限 4,729m³ 高さ3.0m
- ・施設の種類 保管場所 5
 設置場所 網走郡美幌町字高野191番1
 面積 31.25m²
 種類 紙くず
 保管上限 14.08m³ 高さ1.0m

- ・施設の種類 保管場所 6
 設置場所 網走郡美幌町字高野191番1
 面積 31.25m²
 種類 繊維くず
 保管上限 14.08m³ 高さ1.0m
- ・施設の種類 保管場所 7
 設置場所 網走郡美幌町字高野191番24
 面積 220m²
 種類 廃プラスチック類
 保管上限 245.8m³ 高さ2.5m
- ・施設の種類 保管場所 8
 設置場所 網走郡美幌町字高野191番24
 面積 16.2m²
 種類 ゴムくず
 保管上限 9.1m³ 高さ1.0m
- ・施設の種類 保管場所 9
 設置場所 網走郡美幌町字高野188番3
 面積 64m²
 種類 紙くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの混合物（廃石膏ボード）
 保管上限 42m³
- ・施設の種類 保管場所 10
 設置場所 網走郡美幌町字高野191番4
 面積 36m²
 種類 汚泥
 保管上限 54m³ 高さ1.5m
- ・施設の種類 保管場所 11
 設置場所 網走郡美幌町字高野191番4
 面積 72m²
 種類 汚泥
 保管上限 102.2m³ 高さ1.48m
- ・施設の種類 保管場所 12
 設置場所 網走郡美幌町字高野190番4
 面積 600m²
 種類 がれき類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
 保管上限 1,044m³ 高さ3.0m

(第4面へ続く)

(第 4 面)

許 可 番 号 第 0 0 1 4 0 0 2 1 6 2 6 号
許可業者の名称 美幌貨物自動車株式会社

3. 許可の条件

(ア) 施設の移動に当たっては、事業を開始する 1 週間前までに北海道知事に移動式がれき
類等破碎施設使用計画書 (別記様式 3) を提出すること。

なお、施設の稼働によって、周辺的生活環境に支障を及ぼすと認められる場合は、計
画の変更を指示することがあること。

(イ) 当該事業が終了した場合は速やかに北海道知事に移動式がれき類等破碎施設使用終了
報告書 (別記様式 4) を提出すること。

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 27 年 (2015 年) 6 月 17 日 許可の更新

令和 2 年 (2020 年) 8 月 1 日 許可の更新

令和 7 年 (2025 年) 6 月 18 日 許可の更新

5. 規則第 10 条の 4 第 5 項の規定による許可証の提出の有無 有・**無**

